



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 29 年 6 月 23 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2017 年第 24 週
(6/12~6/18)

- 咽頭結膜熱は前週より増加し、恵那保健所管内で前週に引き続き警報レベルとなっています。
- 感染性胃腸炎は、引き続き、岐阜市・岐阜・関保健所管内で患者が多く報告されています。
- 手足口病は前週の 2 倍以上に増加し、流行の兆しがみられます。→トピックス
- 梅毒の増加が続いており、今年は県内で昨年を上回るペースで患者が報告されています。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ[※] 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

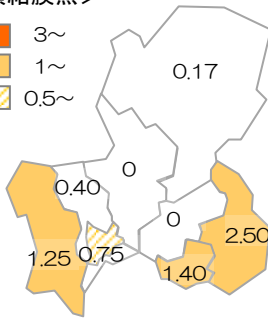
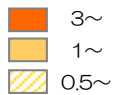
● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	咽頭結膜熱	定点当たり 3 人以上 (1 人を下回るまで継続)	恵那 (2.50)
注意報レベル	なし		—

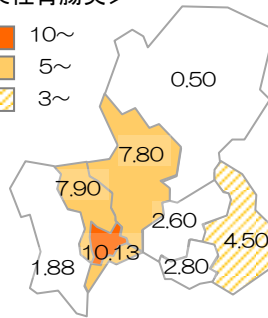
※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

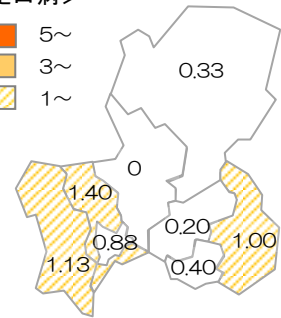
<咽頭結膜熱>



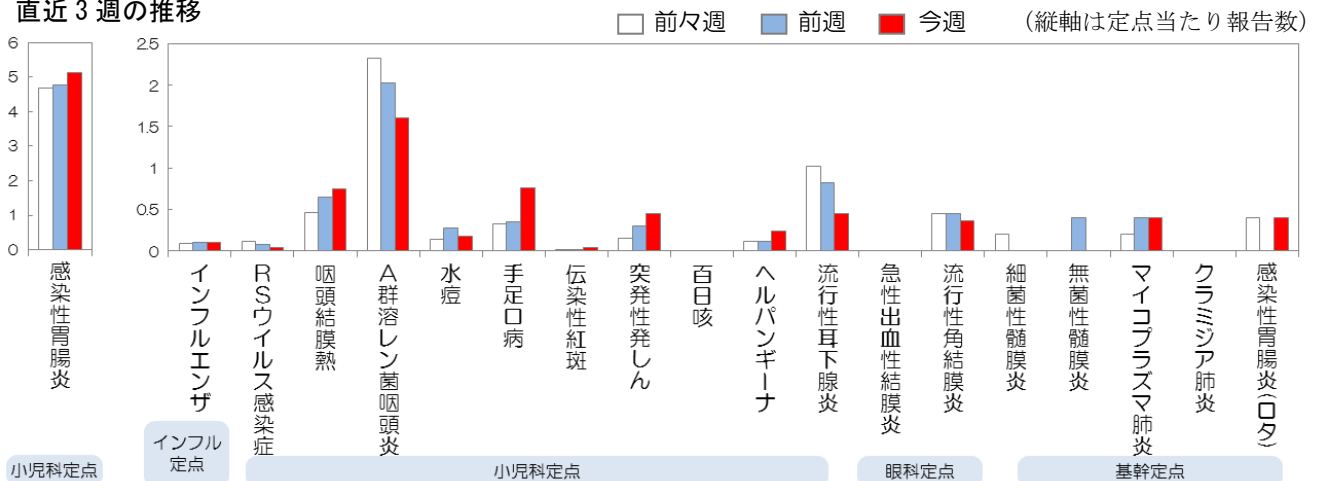
<感染性胃腸炎>



<手足口病>



● 直近 3 週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 5 例
- 3 類感染症：なし
- 4 類感染症：なし
- 5 類感染症：梅毒 1 例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

● 手足口病

◇ 県内で流行の兆しがみられます

県内の小児科定点医療機関からの手足口病の患者報告数は、第24週に39人（定点当たり0.76人）と前週（定点当たり0.35人）の2倍以上に増加し、今シーズンの流行の兆しがみられています。

手足口病は年によって流行の大きさが異なり、県内では、昨年はそれほど大きな流行はみられませんでした。一昨年は9月半ばをピークに比較的大きな流行となりました。

患者は6歳以下の小児がほとんどで、1歳が最も多くなっています。

今後の動向に注意し、特に保育所等の施設やお子さんを持つ家庭内では、手洗いの励行や、おむつなど汚物の適切な処理などの予防対策に努めることが大切です。

● 梅毒

◇ 患者報告数の増加が続いています

ここ数年、全国的に梅毒の患者報告数が増加しており、この状況は現在も続いています。

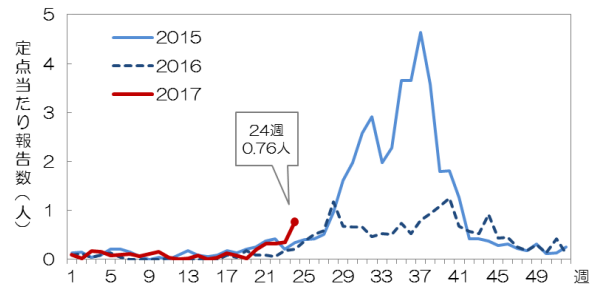
県内では、昨年は33例の患者が報告され、1999年に感染症法による報告が始まって以来最多の数となりましたが、今年は第24週までに31例と、昨年を上回るペースで患者が報告されています。

特に近年では、全国的に若い女性患者の増加が目立っており、県内でも同様の傾向がみられています。

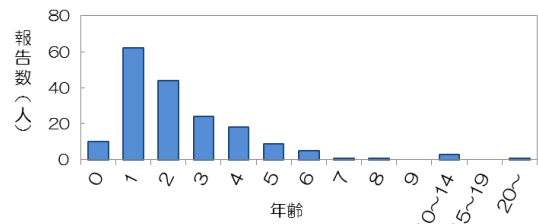
県内で2015年以降に報告された患者の性・年齢別の内訳をみると、男性が全体の65%を占めますが、男性は20歳代、30歳代、40歳代がほぼ同じ割合であるのに対し、女性は20歳代が多くなっています。

若い女性の患者が増加していることから、先天梅毒の増加も懸念されているところです。今後も注意深く動向を監視するとともに、感染予防と早期発見・早期治療のための啓発を行うことが重要となっています。

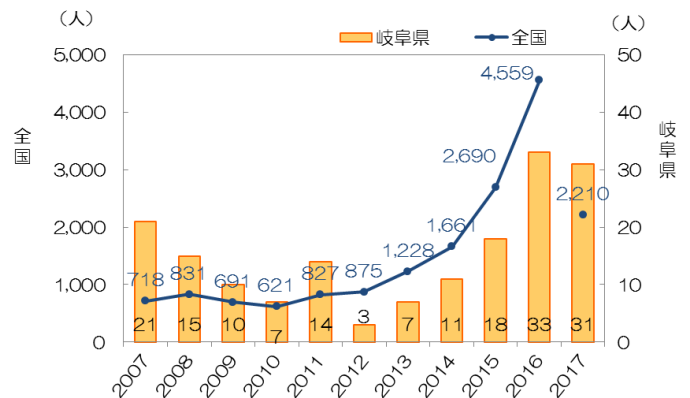
手足口病患者 週別報告数
(岐阜県：53定点 全国：約3,100定点)



手足口病 年齢別報告数
(岐阜県：53定点 2017年1～24週 n=178)

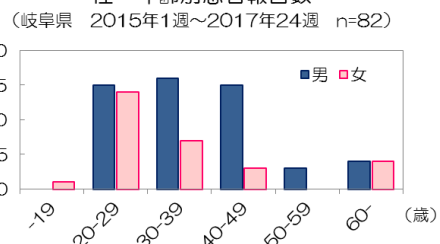


梅毒患者報告数



2016年全国データは暫定値、
2017年データは、全国：第23週まで、岐阜県：第24週まで

性・年齢別患者報告数



○ 感染症法における取扱い

手足口病は、感染症法において5類感染症定点把握対象疾患に定められており、全国約3,100か所（県内53か所）の小児科定点から毎週報告がなされています。

梅毒は、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は保健所に届け出なければなりません。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>